平成２９年（フ）第１２４５号
横浜市保土ケ谷区神戸町108番地　みつえハイツ103号
債務者　中町　弘康
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９６号
横浜市港北区綱島西１丁目15番21号　コスギ荘203
債務者　斎藤　重幸
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０１号
神奈川県茅ヶ崎市南湖２丁目13番９号　サザンウィンド湘南102
債務者　中川　貴裕（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０４号
横浜市磯子区中浜町７番15号　メゾンドシルブルー203号
債務者　吉成　圭子（旧姓中田）
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０５号
横浜市西区中央１丁目40番５－103号
債務者　亀岡　泰博
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４０６号
横浜市青葉区美しが丘５丁目10番地７　第５勇崎コーポ103号
債務者　葛西　　尚
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７８号
東京都八王子市川口町1473番地11Ｔ－ＣＲＯＳＳ303号
債務者　大橋　直実
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月28日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６２８号
東京都八王子市諏訪町21番地
債務者　吉田　喬雄
1　決定年月日時　平成29年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５２号
静岡県浜松市中区元魚町170オンフルール101、住民票上の住所静岡県静岡市駿河区中島482番地の１ザ．エンブルサウス静岡103
債務者　松本　康介
1　決定年月日時　平成29年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２号
茨城県結城市下り松３丁目15番地８　山中住宅　野村方、前住所茨城県下妻市前河原714番地３
破産者　小林　憲吾
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第９９４号
東京都足立区東和２丁目28番12号
破産者　小澤　紀生
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６０９号
埼玉県新座市東北１丁目３番３号　マロニエ201号室
破産者　新垣　裕次
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島1010番地８、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松５丁目８番26号
破産者　大竹　　誠
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第８４号
埼玉県加須市川口３丁目14番地６（破産手続開始時の住所　埼玉県加須市川口３丁目18番地３Ｆｒｏｍ　Ｗ　Ｒｅｓｉｄｅｎｃｅ302号室）
破産者　鏑木　政明
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３３８号
さいたま市岩槻区西原台２丁目４番10号　エミグランド201号室、旧住所さいたま市北区東大成町１丁目６番地３　ＴＯＰ大宮第６102
破産者　根井　敏之
1　決定年月日　平成29年７月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係